

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	非リスト規制品目に関する輸出規制の対象国の見直し	
担当部局	経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 電話番号:03-3501-2800 e-mail: qqfcbh@meti.go.jp	
評価実施時期	平成28年7月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1)規制の目的 通常兵器の過度な移転や蓄積による地域の不安定化を防止する観点から、通常兵器の開発等に関連する貨物については、国際輸出管理レジーム(ワッセナー・アレンジメント)において各国が協調して輸出管理の対象とすべき品目の範囲を議論し、品目リストを合意している。一方で、個別に指定がされていない品目についても、通常兵器の開発等に用いられる一定の危険性はあることから、国際輸出管理レジームにおいて、輸出される貨物が実際に通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には、補完的に輸出管理を行うことが合意されている。この補完的輸出規制においては、国連安保理決議によってその地域に対する武器の輸出が禁止された国(いわゆる国連武器禁輸国)を主とすることで合意されている。 我が国においても、個別に指定されていない品目の輸出について、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には、外為法に基づく許可制を実施しており、この際、国連武器禁輸国については、その他の地域に比べ規制の発動要件を厳格なものとしている。</p> <p>(2)規制見直しの内容 2016年4月、コートジボワールに対する武器禁輸等を内容とする制裁措置を解除する国連安保理決議第2283号が採択され、コートジボワールは国連武器禁輸国ではなくなったことを踏まえ、厳格な輸出規制の対象国からコートジボワールを削除するため、所要の国内法令(輸出貿易管理令)の改正を行う。具体的には、以下のような法令改正を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">○輸出貿易管理令別表第3の2からコートジボワールを削除する。</p> <p>なお、現行の規制を維持した場合、国際協調的な輸出管理を超えた必要以上の厳しい規制を行うこととなり、同国向けに輸出を行う者に対し過剰な負担を強いることとなる。</p> <p>(3)規制見直しの必要性 今次改正は、国連安保理決議を踏まえて行うものである。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	○輸出貿易管理令 別表第3の2	
想定される代替案	今回の措置は、国連安保理決議に伴う一部の輸出規制の緩和を行うものであり、従来の規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいない。そのため、代替案は検討しない。	
規制見直しの費用	費用の要素	
(遵守費用)	特になし。	
(行政費用)	当該改正についての関係業界、輸出者等に周知費用が発生。	
(その他の社会的費用)	特になし。(※コートジボワールは、2016年4月に国連武器禁輸国の対象外となっており、国際協調的な輸出管理を行う理由が消滅している)	
規制見直しの便益	便益の要素	
	<p>① 輸業者にとっては、事務コストが削減され、輸出機会が増大するほか、企業の販売戦略自体への影響が生じるといえる。</p> <p>② 行政機関(輸出規制の審査業務等を行う部署)にとっては審査業務等が不要となる。</p>	
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	以上の規制見直しにかかる費用・便益の分析が示すとおり、コートジボワールは、2016年4月に国連武器禁輸国の対象外となっており、国際協調的な輸出管理を行う理由が消滅している。また、企業、行政機関等に係るコストは少ない。コートジボワールの削除の改正案を導入した場合、輸業者にとって事務コストの削減や輸出機会の増大等という便益があり、更に行政機関(輸出規制の審査業務等を行う部署)にとっても審査業務等が不要となるという便益がある。以上により、本改正案を導入することは妥当であるといえる。	
有識者の見解その他関連事項	通常兵器に係る補完的な輸出規制の枠組みについては、産業構造審議会貿易経済協力分科会安全保障貿易管理小委員会制度改正ワーキンググループにおいて、欧米での制度導入状況を注視しながら慎重に制度のあり方を検討したものであり、国連武器禁輸国に対して厳格な輸出管理を行うことは賛成されているところ。 また、制度改正後は、新しい規制への移行の周知や徹底のため、業界説明会などを予定している。	
レビューを行う時期又は条件	非リスト規制品目に関する輸出規制の対象国の見直しについての定期的な見直しは予定していないが、我が国及び国際的な安全保障環境の変化等を踏まえ、施行後5年以内を目処として、必要に応じてレビューを行っていく予定である。	
備考		